

平成 22 年 7 月

各 位

## 福島大学「松川資料研究基金」募金のお願い

国立大学法人福島大学長 入戸野 修

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて福島の地で起こった、かの松川事件から 60 年余りの歳月が流れました。戦後最大の冤罪事件である「松川事件」、占領およびその終了とともに曲折を経た「松川裁判」、そして無実の被告を救出するために巻き起こった国民的な「松川運動」、これらの記憶を形にとどめ、語り継いでいくことの重要性は今もって大きいものがあります。

さて、事件現場近くに所在する私どもの福島大学は、嘗々四半世紀にもわたって松川事件関連資料の収集を続け、10 万点以上を有する「松川資料室」を学内に開設しています。そこには毎年、全国から多くの人々が訪れ、松川運動の記憶を新たにする貴重なよすがとなっています。本学にとって松川資料室は、全国に誇ることのできる稀有な学術資産と云うことができます。

松川資料室の資料収集・整理は現在も継続中です。完全な資料目録を完成するまでにはなおしばらく時間を要する状況です。そして、資料の収集・整理だけでなく、多くの訪問者に懇切に対応するといったことのためにも、それ相当の松川資料室運営経費が必要です。本学はこれまで、厳しい財源の中から一定の学内予算をあてて事業を継続して来ましたが、しかしながら、昨今の逼迫した財政環境の下では、これまで通りの予算措置はままならない状況になっています。

そこで、松川運動に心を寄せる全国の方々のご協力を得ながら、松川資料室の「完成」ならびにその研究・教育資料としての活用を進めるため、「松川資料研究基金」の募金を広く訴えさせていただくことにいたしました。

本基金は、(1)松川事件関係資料の収集・整理、(2)福島大学松川資料室を拠点とした研究・教育の展開、(3)松川資料室からの情報発信、等の支出に充てることとします。

貴重な戦後史の資料を「広く今に活かす」ために、多くの方々のご厚志をお願いする次第です。

なお、募金の方法等については、裏面「募金のご案内」をご覧ください。

## 募金のご案内

### 1. ご協力をお願いする募金額

個人 一口 1千円として、何口でも結構です。

法人 一口 5千円として、何口でも結構です。

### 2. お申込み方法

「松川資料研究基金」募金にご賛同いただき、募金をお申出いただけます方は、あらかじめ後述6の事務局までご連絡をお願いいたします。

後日、事務局から、募金（寄附金）申込書、郵便口座振替払込書及び諸連絡書を送付いたしますので、お近くの郵便局窓口にて振替払込書により募金額を払い込みいただくこととなります。なお、払込手数料は、受取人（福島大学）負担となりますので不要です。

### 3. 募金の期間

平成22年7月から平成23年6月までの1年間です。

### 4. 募金目標額

1千万円

### 5. 募金（寄附金）の税法上の取扱い

「松川資料研究基金」への募金（寄附金）は、所得税法又は法人税法における優遇措置の対象となります。個人所得税の場合は、金額から2千円を差し引いた額について所得控除を受けることができます。ただし、総所得の40%から2千円を差し引いた額が所得控除を受けられる上限額となります。なお、法人の場合は、寄附金の全額を損金算入とすることができます。

これらの優遇措置を受ける場合は、確定申告期間に、福島大学が別途発行します募金（寄附金）の領収書を添えて税務署に申告してください。

### 6. 「松川資料研究基金」募金に関するお申込先及びお問い合わせ先

福島大学地域連携課

電話番号：024 - 548 - 8012